

平成27年労第189号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の国立大学法人C（以下「大学」という。）に採用され、事務補佐員として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から上司2名から嫌がらせを受けるようになり、体調を崩したという。

請求人は、同年〇月〇日、D病院精神科を受診し、「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、上司からの嫌がらせが原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期については、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は平成〇年〇月中旬頃から I C D—1 0 の診断ガイドラインの『F 4 3 . 2 2 適応障害（混合性不安抑うつ反応）』を発病した。」と述べている。

一方、請求人は、E 医師の意見書を提出し、平成〇年〇月〇日にうつ病を発病したのであって、専門部会の意見は妥当でない旨主張するが、当審査会としては、請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の意見は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月中旬頃に適応障害（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

##### (3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は見受けられない。

##### (4) 「特別な出来事以外の出来事」について

ア 請求人は、本件疾病発病の原因となった出来事について、要旨、次のとおり述べている。

(ア) 平成〇年〇月、F教授とG助教は、大学の研究室のレイアウト変更に着手した。それに伴い、同月〇日から〇日にかけて、F教授とG助教は、請求人に対して唐突に整理整頓を指示し、また、事前に説明をせずに請求人の使用していた机を廊下に出した。

この唐突な整理整頓の指示により、請求人は昼休憩をとることもできず、通常業務にも取りかかれなかった。また、F教授とG助教は「整理整頓ができていない。」と叱責をしてきたが、請求人としては、整理整頓は十分できており、この点について納得がいかないものであった。

また、請求人の使用していた机を廊下に運び出された後、新しい机が納品されるまでの2週間、小さなきしむ台で事務作業をすることとなり、精神的に苦痛であった。

(イ) 同月〇日、F教授とG助教から、大学の学部試験の際、試験問題の配布部数が足りなかったことによって生じた一連の不手際を請求人のせいとされたことが精神的にストレスとなった。

イ 上記アの(ア)の研究室のレイアウト変更に係る一連の出来事を認定基準別表1に当てはめると、上司であるF教授の指示が発端であることから「上司とのトラブルがあった」に該当するとみるのが相当であり、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(ア) まず、研究室のレイアウト変更に係るF教授とG助教からの指示についてみると、F教授は、請求人の使用していた秘書机が、来客に背を向けるような配置であったため、このような状況を改めるためにレイアウト変更が必要であった旨述べており、これを踏まえると、当該レイアウト変更には業務上の正当な理由があったものと考えられる。

(イ) 次に、レイアウト変更に伴ってなされたF教授からの整理整頓の指示についてみると、H講師は、平成〇年〇月〇日に、請求人が昼休憩も取らずに、5時間以上は整理整頓をしていたと述べており、同日、請求人が昼休憩を返上してまで、整理整頓の業務を遂行していたことは事実であると認められる。

しかしながら、本件の資料からは、F教授が請求人に対して、昼休憩を取らずに整理整頓を行うよう指示したことまでは確認できず、また、請求人がその後も昼休憩を常態的に取れなかったとは認められないことから、

この整理整頓の指示は通常の業務指示の範囲内にとどまるものであるとみるのが相当である。

さらに、請求人の机が廊下に出された出来事についてみると、H講師、I助教、研究室の大学院生であるJの申述から、同月〇日、請求人がレイアウト変更前に使用していた机が廊下に出され、その後2週間、請求人は従前よりも作業スペースの小さな机で業務に従事していたことが認められる。

請求人は、この状態が苦痛であった旨主張するが、研究室のレイアウト変更において、新たに配置する備品が整うまでこうした状況が一時的には認められることも考えられ、また、F教授が、請求人に対していじめ、嫌がらせの意図をもって、従前と異なる机で業務をさせたかについては、本件の一件記録から明らかでない。

同様に、同月〇日から同月〇日にかけて、F教授とG助教が請求人に対し「片付けがなっていない。」と叱責したことについても、本件の一件記録を精査するも、これを確認できなかった。

以上から、これら一連の出来事は、上司から業務指導の範囲内である指示を受けたものであり、客観的にはトラブルとまでは認められないものとするのが相当であって、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 上記アの（イ）の主張を出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この出来事に関し、F教授は、請求人が試験問題用紙を印刷している最中に「学部二年生」を対象にした試験であることを告げたが、学士や留年生が含まれることは当然であり、請求人がこうした初歩的なことを忘れて印刷枚数が足りないという事態になった旨述べている。

請求人が上記出来事に関して受けた叱責について、H講師は、F教授とG助教が「あなた留年生分枚数に入れてないでしょ！！」、「学生からのアンケートに今回の実施体制について不満がたくさん書かれているようだぞ。これは大問題になるぞ～！！」等の発言で請求人を強く叱責し、その様子は理不尽であったと述べている。

これらの申述から、請求人は、F教授とG助教から、強い指導・叱責を受

けたとは認められるが、業務指導の範囲を超えるものではなく、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(5) 発病後の出来事について

請求人は、平成〇年〇月下旬以降も、F教授とG助教が請求人を辞職させようとする意図で叱責や嫌がらせを執拗に行ったために請求人の症状が悪化し、同年〇月〇日にはうつ病を発病した旨主張するが、これらは、いずれも請求人の本件疾病発病後の出来事である。認定基準に基づき、これらの出来事による本件疾病の悪化の業務起因性を検討するに、これらの出来事は認定基準別表1に定める「心理的負荷が極度のもの」とは認められず、「特別な出来事」に該当しない。したがって、請求人の主張する上記出来事による本件疾病の悪化を業務上の事由によるものとして取り扱うことはできないものと判断する。

(6) 業務以外の心理的負荷及び個体側の要因について

業務以外の心理的負荷については、特に評価すべき要因は認められない。

個体側の要因についてみると、請求人は大学生の頃から抑うつ状態になり、平成〇年〇月にK神経科内科医院に受診し、以後、平成〇年〇月までの間、複数の医療機関でうつ病、混合性不安抑うつ反応の治療を受けていることが認められる。

(7) 上記のとおり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」の出来事が1つ、「中」の出来事が1つであり、当審査会としては、全体評価は「中」であって、「強」に至らないと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、本件疾病の発病後の悪化についても業務に起因するものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。